

看護師の資格と業務

【質問】

最近、全国的な医師不足問題を受け看護師の業務範囲を広げてはどうかとの意見を聞きます。看護師の資格と業務について説明して下さい。

【回答】

看護師の地位を法的に基礎づけているのは、保健師助産師看護師法（以下「保助看法」といいます）です。保助看法5条によれば、看護師とは「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者」とされています。

「療養上の世話」とは患者の症状などの観察、環境整備、食事の世話、清拭および排泄の介助、生活指導など、看護師が主体的な判断と技術をもって行う、看護師の本来の業務です。療養上の世話については看護師の主体的な判断の下に行われる看護師の本来の業務であることから医師の指示を必要としないとされています。

しかし、療養上の世話は、治療の必要性が高い傷病者等に対して行われるものですから、医療行為と密接不可分の関係にあります。

例えば、経過観察において、単に患者の状況を確認していれば足りるというものではなく、異常があれば直ちに医師に報告して医療上の処置を求めることが要求されます。

「診療の補助」とは、比較的軽微な医療行為の一部についての補助行為であって、経過観察の結果を医師に報告する等比較的単純なものから、採血、静脈注射、点滴、医療機器の操作、患者に対する処置などまで考えられます。

診療の補助は医師または歯科医師の指示に基づかなければ行うことはできません。保助看法37条は「保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合

は、この限りでない。」と規定しています。

具体的に看護師が診療の補助として行うことのできる医療行為の範囲は、医師の具体的な指示内容の程度、当該看護師の知識、経験、技術等によって決定されます。

診療の補助行為は、医師の判断により診療行為の一部を看護師に委ねるものですから、診療に関する最終的な責任は医師が負うべきものと考えられますが、診療の補助行為であっても看護師の業務であることに変わりはなく、看護師が医師からの具体的指示に反する行為を行って健康被害が生じたような場合には、看護師自らの責任が問われることにもなります。

また、看護師が医師の指示を誤って理解したために誤った医療行為を施す結果となった場合にも看護師の責任が問われます。

更に、看護師は看護の専門職として医療に関わっているのですから、医師の指示内容に明確な誤りがある場合あるいは不明確な場合には、医師に質問し、確認する義務があると考えられます。

次に、看護師が診療の補助業務を行う前提となる医師の指示とはどのようなものが問題となります。

医師による指示は具体的かつ個別的になされるのが望ましいとはいえ、すべての場合に具体的個別的指示を要求することは現実的ではありません。保助看法では指示の方法については規定されていませんので、書面による指示も口頭による指示も可能です。また、保助看法では指示の程度についても定めていませんので、一般的指示、包括的指示に基づく診療の補助行為であっても直ちに保助看法37条に違反することにはならないと考えられます。

どのような場合に、どのような程度の一般的指示、包括的指示が許されるかについては、当該医療行為の内容、患者の状態、看護師の能力等諸般の事情を斟酌しながら個別的に判断されることとなります。

患者中心の医療へという医療の指向のなかで、医師よりも高密度に患者に接する看護師の役割は確実に大きなものとなってきています。

また、ご質問にもあるように、医師不足問題を受け看護師の診療補助業務の範囲を広げたいとの声が出始めています。

医療機関によっては、看護師が医師の指示のもとで中心静脈のライン確保や、腹

水を抜くための腹腔穿刺などリスクの高い医療行為を行うような業務拡大が考えられているようです。

今後、こうした動きが広がっていくことが予想されますが、患者の安全に直接関わる問題であり、慎重に検討を加えたうえで、看護態勢の充実、看護師の研修や実習による能力向上、医師と看護師との連携強化等十分な医療環境を整える必要があると考えられます。